

子どもの日本語教育研究会 第10回大会
2025年3月9日(日) 於:横浜国立大学
パネルディスカッション

「多様な言語的文化的背景をもつ子どもの10年を振り返る」

「外国人児童生徒等教育の制度・施策」の 10年を振り返る 外国人の子どもの教育課題を公教育に位置付ける

浜田麻里(京都教育大学)

概要

1. 「特別の教育課程化」の10年
2. 外国人児童生徒の教育課題の位置付け
3. 「支援」から「子どもの『長所・強み』を活かす」へ
4. 今後の課題

1. 「特別の教育課程化」の10年

2013年 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議「日本語指導が必要な児童生徒に対する指導の在り方について（審議のまとめ）」



2014年 学校教育法施行規則の一部を改正する省令

日本語に通じない児童／生徒のうち、当該児童／生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、**特別の教育課程**によることができる。

「特別の教育課程化」以前

●在日韓国(朝鮮)人の子どもへの教育

- ・ 1965年 文部次官通達(文初財第464号)

保護者が希望すれば日本の公立小・中学校への入学が認められる。授業料は徴収せず、教科書は無償配布する。教育課程の編成・実施においての特別の取り扱いをすべきでない

※日韓基本条約(韓国併合は無効)、在日韓国人の法的地位協定(希望者は日本に永住できる)、文部次官通達「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」(朝鮮人としての民族性または国民性を涵養する学校は各種学校として認可すべきでない)

「特別の教育課程化」以前

- 1991年 日韓法的地位協定に基づく協議の結果に関する覚書

現在、地方自治体の判断により学校の課外で行われている韓国語や韓国文化等の学習が今後も支障なく行われるよう日本国政府として配慮する。日本人と同様の教育機会を確保するため、保護者に対し就学案内を発給することについて、全国的な指導を行うこととする。



在日コリアンの課題が解決されないまま
外国人の子どもの教育の「スタンダード」に

「特別の教育課程化」以前

●「日本国籍」の多様な言語文化背景の子ども達の教育

1960年代～ 海外勤務者の子ども達の教育

1970年代～ 中国残留邦人の子ども達の教育



「国民教育」の一環(佐藤2009)

佐藤郡衛(2009)「日本における外国人教育政策の現状と課題－学校教育を中心に－」
『移民政策研究』1, pp.42-54.

「特別の教育課程化」以前

- ・正規の教育課程では外国人のニーズに対応しない
- ・日本語指導は正規の指導で実施できない
- ・放課後等の補習として実施
- ・自治体の自助努力, 学校長の裁量, ボランティアへの依存

「特別の教育課程」化

正規の教育課程の中での初めての
多様な言語文化の背景という特別のニーズへの対応

特別の教育課程としての日本語指導

- ①指導内容:児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象:小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者:日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)及び指導補助者
- ④授業時数:年間10単位時間から 280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所:原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施:計画及びその実績は、学校設置者に提出

特別の教育課程支援体制

- 実態把握 ➡ 指導計画作成 ➡ 指導⇄学習評価⇄指導計画見直し➡「特別の教育課程」による指導の終了の判断
- 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント DLA」
- 「個別の指導計画」作成参考資料
- 「外国人児童生徒教育研修マニュアル」
 - ① 日本語教育の質の向上
 - ② 地域・関係者の意識・指導力の向上
 - ③ 組織的・継続的な支援の実現

2. 外国人児童生徒の教育課題の位置付け

外国人の子どものニーズの公教育への位置付け

- 2017・18・19年改訂 学習指導要領
日本語の習得に困難のある児童／生徒については、個々の児童／生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。
(総論「**特別な配慮**を必要とする児童／生徒への指導」)
※幼稚園教育要領にも記述
- 2017年 義務教育標準法改定 18人に1人の教員基礎定数化
- 2019年 中教審諮問「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」
- 2023年 高等学校でも特別の教育課程の編成が可能に

3. 「支援」から「子どもの『長所・強み』を活かす」へ

- ・2016年 「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について(報告)」

グローバル人材としての活躍

日本語指導から外国人児童生徒等教育へ

- ・2021年 中教審答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」

外国人の子どもは今後の日本を形成する存在

(1)指導体制充実 (2)指導力向上 (3)就学促進

(4)キャリア支援充実 (5)異文化理解、母語・母文化支援(アイデンティティ確立や日本語習得のため)、幼児に対する支援

3. 「支援」から「子どもの『長所・強み』を活かす」へ

- ・2023年 教育振興基本計画(閣議決定)

外国につながる子供が自らの「長所・強み」を活用し可能性を發揮できるよう、多様性を尊重し、母語・母文化の重要性に配慮しつつ、国内の学校への円滑な適応を図る。

➡施策としての具体化が必要

⇔「権利」としての母語・母文化の保障

4. 今後の課題

- 自治体間、学校間の格差…財源、指導体制、指導者の確保・養成
- 教育機会確保法

全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。(第三条一)

- こども基本法

全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。(第三条二)